

# 第 2 0 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 2 年 3 月 2 5 日 (水)

午前 9 時

と ころ 第 2 委 員 会 室

## 付 議 事 項

### 1 令和 2 年 第 1 回 (3 月) 定 例 会 に 関 す る 事 項 に つ い て

#### (1) 議案第 3 7 号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案について

産業建設常任委員会において、「議案第 3 7 号山陽小野田市地方卸売市場条例に対する修正案」が全員賛成で可決された。修正案については、議場にて配布する。採決方法は、まず修正案について諮る。修正案が可決された場合、修正案を除く原案について諮る。修正案が否決された場合、原案について諮る。

#### (2) 地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定について

議員提出議案の案を**資料 1**のとおりとする。本日 3 月 2 5 日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

#### (3) 議事日程変更案について

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
3	25	水	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>同意 3 件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li><li><u>付託案件 (議案第 2 5 号) に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</u></li><li>付託案件 (議案第 4 9 号) に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li><li>付託案件 (議案第 2 5 号及び議案第 4 9 号を除く) に対する委員長報告、質疑、討論及び採決</li><li>議員提出議案 2 件を上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決</li><li>閉会中の調査事項について</li></ul>

### 2 その他

全員協議会の開催

3 月 2 5 日 (水) 午前 9 時 3 0 分 議運決定事項の報告

## 議員提出議案第 号

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項の指定について

市長において専決処分することのできる事項を指定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 月 日提出

提出者	山陽小野田市議会議員	矢 田 松 夫
賛成者	山陽小野田市議会議員	笹 木 慶 之
	〃	山陽小野田市議会議員 長谷川 知 司
	〃	山陽小野田市議会議員 伊 場 勇
	〃	山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
	〃	山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
	〃	山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上、市の義務に属する損害賠償の額を 1 件 100 万円（当該損害賠償に関し、保険金があるときは、当該保険金の額に 100 万円を加えた額）以下の範囲内で定めること。
- 2 市営住宅（コミュニティ住宅を含む。）の管理上必要な事項についての訴えの提起並びに裁判上の和解及び調停に関すること。
- 3 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の 5% の額（その額が 1,000 万円を超えるときは、1,000 万円）以下の範囲内で変更すること。

附 則

- 1 この指定は、令和 2 年 4 月 1 日から効力を生ずる。

- 2 地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項（平成17年4月12日議決）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この指定の前に議会の議決を経た契約については、第3項の規定は、適用しない。

(提案理由)

議員提出議案第2号は、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項の指定についてであります。

本件は、本来、議会の権限に属する事項について、迅速な対応を行うことにより、円滑かつ能率的な行政運営を図ることが適当であることから、地方自治法第180条第1項の規定により、市長が専決処分することができる事項として新たに指定するものであります。

よろしく御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。